

世界大都市弁護士会会議 (WCBL) に参加して

国際委員会副委員長 富松 宏之 (64 期)

1 WCBL について

WCBL (Conference of World City Bar Leaders ; 世界大都市弁護士会会議) は、大都市の弁護士会が抱える諸問題を共有することを目的として創設され、2000年にニューヨーク・ロンドン・パリ・東京の4弁護士会が発起人となってニューヨークで開催されて以降、18ヶ月毎に開催されてきたものである。2017年に今後は12ヶ月毎に開催することが決議され、2018年はシカゴで9月26日から29日にかけて開催された。WCBLは、二十数名規模の少人数で親密な関係を各会会長等の幹部が直接構築することができるという特色がある。

2018年のWCBLには、ホストのシカゴ弁護士会のほか、ニューヨーク、ロンドン、パリ、アムステルダム、ブリュッセル、バルセロナ、フランクフルト、ワルシャワ、モントリオール、北京、上海、東京の13の弁護士会が参加した。

2 プログラムの構成と内容

(1) プログラムの構成

WCBLのセッションは、2つに大別される。一つは、各

国弁護士会の最新の状況を紹介するプレゼンテーションであり、もう一つは、会議の都度ホスト国によって設定されるテーマ(以下「個別テーマ」という)に関するプレゼンテーションである。

当会を紹介するプレゼンテーションは、前会長の淵上玲子会員が前年に引き続きこれを行い、当会の最新の状況を説明するとともに、初の女性会長を務め、男女共同参画推進本部の長として引き続き両性の平等を推進する役割を果たしていること、当会としても女性を重用し、本年度は6名の副会長のうち2名が女性会員であること等を紹介した。

(2) プログラムの内容

今回、シカゴ弁護士会が設定した個別テーマは、①司法の独立の保護、②AIの概論と法律家に及ぼす影響、③司法への国際的アクセス、及び④国際的な紛争の解決の4つであった。

当委員会としては、AIについて、樋口一磨副委員長及び伊藤理委員が、日本におけるAIに関するガイドライン等



委員登壇



セッション会場

の制定状況、当会のリーガルサービスジョイントセンター・人工知能（AI）部会が積極的に活動していること等についてプレゼンテーションを行った。なお、プレゼンテーションの準備に際しては、後藤大AI部会長にご協力いただいた。このほか、バルセロナ弁護士会が、社会や法律事務所に対するAIの影響に関する分析を報告し、また、シカゴ弁護士会より招聘されたIBMのリーガルカウンセラーからは、同社のAIシステムWatsonの例を引きながら、AIの法律領域における利用の幅と限界について解説がなされた。

また、司法の独立の保護については、シカゴ弁護士会より、WCBLにとって司法の独立を維持し、これを保護することは、最も重要な課題であるという点が強調された後、ワルシャワ弁護士会から、前回に引き続き、大統領（行政）による司法への介入についての懸念が伝えられた。国際的な紛争解決としては、北京市律師協会から、海外資本による投資を促進するため、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）の規定が2017年末に改正されたこと等が紹介された。このほか、今回のWCBLでは、シカゴの州最高裁判所の判事を含む判事等が招聘され、弁護士間の議論に判事としての視点を付加した。

3 その他のイベント

ホスト国であるシカゴ弁護士会には、当委員会によるシカゴ弁護士会及び同会会長に対する表敬訪問の際に、同弁護士会の理事者等の執務スペースについて見学させていた



シカゴ弁護士会訪問時

だいた。また、昼食の時間には、ランチを兼ねて、シカゴ弁護士会の理事者会に参加させてもらったほか、同弁護士会及び同会基金による、公益活動等に取り組む法曹を表彰する式典にも参加を許された。

いずれのイベントも、同弁護士会の会員に広く呼びかけて行われる大規模なものであり、WCBLのメンバーを重視し、かつ、短期間のシカゴ滞在において、できる限り多くの有意義な情報提供を行おうとする姿勢が強く感じられた。

4 次回以降の開催に関する協議

WCBLの最終日には、次回のWCBLにおいてはポーランドのワルシャワ弁護士会がホストとなることが確認された。また、次々回については、中国の上海市律師協会がホストとなるべく立候補し、全会一致で承認された。

加えて、2000年に4弁護士会が発起人となってWCBLが開催されて以来、現在では10を超える国と地域の弁護士会が参加することもあり、効率的な情報共有と議論の充実の観点から、WCBLにおける従前の協議内容や発表資料のアーカイブをWebページの形で作成し、これをメンバー間で共有することが提案され、全会一致で承認された。

5 総括

大都市弁護士会の抱える問題を共有し、議論を重ねることで、当会が現在は抱えていないものの今後直面しうる問題について予備知識を得ることができ、これに備えることが一定程度可能となる。また、AIに関するテーマのように、弁護士及び弁護士会が将来的に必ず直面するであろう問題について、予め討議することもできる。

私個人としても、このような貴重な機会を最大限生かすべく、日頃から広くアンテナを張って情報収集を行い、問題意識をもって業務に取り組むことで、当該回の個別テーマはもちろん、そうではないトピックについても、議論を交わし、他会の知恵を得られるように努めたい。

インドネシア訪問報告

リーガルサービスジョイントセンター

副本部長兼事務局長 氏原 隆弘 (53期) 委員 内野 真一 (57期)

インドネシア部会長 春日井太郎 (58期) 委員 重富 智雄 (65期)

1 当部会の成立の経緯、

インドネシア訪問の経緯について

平成30年9月22日から27日にかけて、リーガルサービスジョイントセンターのインドネシア部会では有志5名により第4回のインドネシア訪問を実施した。

インドネシア部会は、当初、リーガルサービスジョイントセンターにおける在日外国人に対する法的サービスを検討する部会（以下「在日外国人部会」という）のインドネシアチームという位置づけでスタートした。

しかし、ジャカルタのパンチャシラ大学において教鞭を執り、現地において法律事務所を経営される春名尋子先生とお知り合いになったご縁により、まずは東京都内においてBKPM（インドネシア投資調整庁）東京事務所、インドネシア大使館を訪問し、多くのインドネシア人の方々と知り合う機会を得た。

その後、インドネシア現地の状況を知ることが在日インドネシア人に対する法的サービスの提供にも資するという見地から、年1回を目処としてインドネシア訪問を実施することとなった。

そのため、活動内容は在日インドネシア人に対する法的サービスの検討という範囲を超え、法人企業の現地進出に関する法的ニーズ調査や、現地インドネシアからの日本に対するインバウンドに関する法的ニーズ等を含めて活動を進めている。

このような経緯のもと、平成30年9月にインドネシアチームについては在日外国人部会から分離独立させ、今後は「インドネシア部会」として活動を継続することとなった次第である。

そのような中、今回は第4回のインドネシア訪問を実施した（なお、本訪問の渡航費用については、各部員が自らの費用を負担している）。



法務人権省訪問

2 訪問内容について

(1) 法務人権省 Ibu Ninik HARM 氏訪問

法務人権省は、法案提出・法改正に関する大統領の諮問機関にあたる。

まず、法務人権省側からは、インドネシアが未だに発展途上にある若い国であり、日本からの投資と支援を期待しているとの発言があった。現在も、投資をしやすい環境作りを進めており、具体的には「投資のしやすい国第40位」を目指しているとのことであった。

また、その具体策として、同国では2018年度第24号法律の成立・施行により、オンライン申請手続（OSS：オンライン・シングル・サブミッション）を開始しているとの説明があった。

この点、従前インドネシアにおける法人設立に際しては、申請すべき項目が多岐にわたり、役所側の回答期限も不透明なこともあいまって、申請期間が長期化・混乱する傾向があった。しかし、上記法律により約30分程度で各会社のアカウントが割り振られるようになり、その後は各セクションにその後の手続が振り分けられる形に改められたとのことである。

また、当会側からは、日本企業が現地に進出するにあたり、税務と労務が特に問題となることが多いことを説明し、その

解決方法等(ADRの利用を含む)について意見交換を行った。

その他、現在分裂傾向にあるインドネシアの弁護士会の状況、JICA(国際協力機構)を通じての法的支援の現状についても説明をいただいた。

(2) BKPM(インドネシア投資調整庁)訪問

BKPM東京事務所の所長をされていたBapak Saribua Siahaan氏と再会し、法務人権省において説明を受けたOSSシステムと、外国法人の進出に関するBKPMのシステムとの整合性・統合の程度等について説明を受けることができた。

この点、OSS導入により、ジャカルタ以外の地方に進出する場合であっても、各州の政府に出向くことなしに手続をスタートできる点でメリットは多いとのことである。

他方で、インフラ整備の程度が各州においてまちまちであること、及び、インドネシアにおいては、現地に進出する外国法人は原則全てBKPMの監督に服するものとされていることから、OSS導入後も、まずは現地進出を考える場合にはBKPMに事前相談をしていただく方が手続をスムーズに進めることができるとということが確認できた。

また、ネガティブリスト(=外国資本が現地に進出する際の出資に関する規制。業種によっては現地企業との合弁が必須とされる)の今後の規制緩和見通しや、手続を進める上で、有能なノタリスを選定する重要性(日本で言う司法書士だが、弁護士に近い。公証人的な立場で公正証書を作成する権限を有し、定款認証にノタリスの関与が必須)については引き続き変わらないという実務的なアドバイスもいただくことができた。



BKPM訪問

(3) ベン元在日インドネシア大使館公使面談

在日インドネシア大使館で公使を務められていたBen Perkasa Drajat, Ph. D.氏と、その奥様のIbu Harwita氏に再会し、お二人の近況等について話を伺った。

当部会では、Ben氏の在任時に、在日インドネシア大使館を訪問して意見交換を実施し、また、インドネシア公正取引委員会で勤務をされていたIbu Harwita氏には、インドネシアのビジネス競争法についてセミナーを実施していただくなど、親交の深いお二人との旧交を温めることができた。

Benご夫妻は、二人とも日本での留学経験のあるという大変な親日家で、日本を離れてからも日本語の勉強が続けられており、在任時よりも日本語が流暢になっていたことに驚いた。

今後、Ben氏が大使となって日本に戻ってくる可能性もあるとのこと、当部会としては引き続きBenご夫妻との親交を深めていきたいと考えている。

(4) 西スラウェシ州知事面談

インドネシア国家警察大学のIbu Yundini教授からご紹介をいただき、西スラウェシ州の州知事であるAli Baal Masdar氏らとの面談の機会を設けることができた。

面談には、Ali知事のほか、経済担当者らの各担当者にも同席していただき、西スラウェシ州の歴史や、名産品・特産品などについて紹介をいただき、日本にも西スラウェシ州の特産品等を輸出していきたいという熱い想いをご説明いただいた。

西スラウェシ州は、2004年に南スラウェシ州から分離した歴史の浅い州であり、面談の際に紹介いただいたような工芸品等のほか、鉱業や漁業も盛んであること、そして、看護師の育成に積極的に取り組んでおり、看護師の海外送出国にも熱心に取り組んでいるとの説明を受けた。

インドネシアでは、従来から医療人材の育成・送出に力を入れているところ、西スラウェシ州でも看護師の育成・養成機関が多数存在するとのことである。

日本では、外国人労働者の受け入れに関して現在政府で議論が進められているところ、こうした人材の供給側の視点での話は大変貴重なものとなった。



西スラウェシ州知事面談

(5) ビジネスインドネシア訪問

ビジネスインドネシアには3年前にも訪問しており、今回で2度目の訪問となった。今回の訪問では、ビジネスインドネシアからは、編集長Iin Solihin氏のほか、マネージャー、コンサルティング、マーケティング、リサーチの各担当者にも同席していただき、インドネシアにおけるメディアの役割、ビジネスインドネシアが発行している新聞、雑誌、インターネット媒体等の事業展開についての説明を受けた。また、インドネシアにおいても情報を得ときのメディアの選択が重要であること（信頼できる情報源か否か）、情報を発信する場合にはインターネットやSNS等を複数利用して発信することが重要であるという説明があった。日本との関係では、インドネシアでは、日本からの投資に対する関心が依然として強く、他方、日本の観光資源の紹介や日本への労働力の提供（技術職や看護介護などの専門職）についても関心が高まっているという説明があった。

ビジネスインドネシアは、いわゆる経済誌を中心にしたマスメディア事業を行っており、購読者層も事業者や政府関係者が多い（購読者の79%がハイクラスに分類されている）とのことである。ビジネスインドネシア誌では、観光地の情報も毎週掲載しており、海外の特集も掲載するほど、観光への関心は高いということであった。

(6) 憲法裁判所裁判傍聴

憲法裁判所では、法務人権省のIbu Ninik氏の案内で判決言渡しを傍聴した。

判決言渡しは、8名の裁判官（審理は9名で行われるが、

この日の判決言渡しでは裁判官1名が欠席であった）が順次判決文の全文を口頭で読み上げていき、法廷内の大型スクリーンにも判決文が映し出されていくというものであり、傍聴人も判決文や判決文中に示されている一覧表などをスクリーンで見ることができるようになっていた。傍聴した事案は、中南部ティモール県の選挙無効が争われたものであり、判決は、投票が実施された投票所のうち、複数の投票所において正規の投票用紙（ホログラムが施されている投票用紙）が用いられていなかったこと等を指摘したうえで投票を無効とし、30日以内の再投票を命じるというものであった。判決傍聴後は、傍聴した事案の概要や憲法裁判所の構成・役割などについての解説を受けた。

(7) 日本政府観光局（JNTO）訪問

日本政府観光局（正式名称：独立行政法人国際観光振興機構）のジャカルタ事務所では、主にインバウンド（訪日インドネシア人観光客）の伸長状況について説明を受けた。全体的には伸びているが、韓国等と競争ともなっており、様々な旅行フェアの開催やFacebook等による各地観光資源の情報発信に努めていること等を伺った。ハラル表示のある飲食店等情報を観光局ウェブサイトで一元的に提供することも話題となったが政教分離との関係が懸念されているとのことであった。

3 終わりに

インドネシアは2億6000万人以上の人口を有する国であり（世界第4位）、うち9割近くがイスラム教を信仰する最大のイスラム教国家でもある。

また、独立時においては、戦前の日本が軍事教練を実施した郷土防衛義勇軍（ベタ）が中心的な役割を果たしたこと、軍籍を離脱した一部の日本人が独立戦争に加わったという歴史的経緯もあり、非常に親日的な国である。

そして、法制度を見れば外国人・法人に土地所有権を認めないこと、前述したノタリスの手续への関与、ネガティブリストの存在等、日本における法制度とも大きな違いがある。

我々は今後も定期的な訪問を継続しつつ、日本とインドネシアの法的な架け橋になるべく、活動を継続していく予定である。

第33回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

東京弁護士会人権賞選考委員会（委員長 福田泰雄一
橋大学名誉教授）は、2018年度の人権賞受賞者を決定し、
昨年12月3日に司法記者クラブで発表した。受賞式は
2019年1月11日の当会新年式で行われる。受賞者のプロ
フィールは次のとおりである（敬称略）。

かたやま ただあり
◎片山 徒有（被害者と司法を考える会代表）

昭和31年8月21日生まれ

1997年、当時小学2年生の息子の隼しゅんさんを自宅付近の
交差点での交通事故で亡くす。この際、捜査機関からの
不起訴処分^{いさげ}の理由さえも教えてもらえないといった理不尽
な対応を機に、被害者支援と司法制度改革の必要性を感じ
る。そして、2000年に被害者支援団体「あひるの一会」、
2007年に「被害者と司法を考える会」を設立。「あひるの
一会」の被害者支援活動は、相談、助言、危機介入支援、
司法手続の支援、心的外傷の軽減等の多方面に及ぶ。また、
「被害者と司法を考える会」の活動は、前記団体の活動を
さらに一歩進めたものとして、被害者の苦衷の軽減には司
法制度改革が必要と考えて、犯罪被害者等基本法、少年
法、公訴時効等について、国会・政党・法務省法制審議会
等の場で発言や提言を行う。これらの活動は、現在各地の
被害者支援のさきがけであることもさることながら、現在の
被害者等通知制度の制度改革に通じた意義は大きい。

また、被害者支援の枠に止まらず、再犯を防ぐことが新
たな被害者を生まないことになるとして、加害者にも目を向
けた活動のなかで、加害者の更生には被害者の苦しみを理
解することが重要との思いに至る。そして、少年院在院者
及び刑務所等の講演等で、自らの経験の中から被害者の苦
しみを懸命に考えることを伝える。

隼さんの交通事故から20年が経過する現在も、自己資

金を投じながら、被害者支援、司法制度の改革、あるいは
犯罪や非行をした者に対する教育等に積極的に尽力し、修
復的司法を実践したともいえる活動を続ける。

◎永山子ども基金

代表 大谷 恭子

「永山子ども基金」は1997年8月1日に死刑執行された
永山則夫の遺言「本の印税を日本と世界の貧しい子供たち
へ、特にペルーの貧しい子どものために使ってほしい」を
実現するために元弁護士らによって、1997年に設立。

翌年には、ペルーの子どもたちの自立を支援する組織「マ
ントック」への支援金送付が開始され、さらにそこから生ま
れた、働く子ども・若者運動体「ナソップ」に対しても支
援対象を広げる。「永山子ども基金」は、印税が先細りにな
る中、2004年以降、毎年チャリティーコンサートを企画
して新たな財源を生み出し、「ナソップ」活動を地道に支え
続け、活動拠点となる「ナソップの家」の建設を可能とし
た。また、同支援活動の中で、日本のフリースクール「東
京シューレ」の子どもたちとの交流も実現させる。

「永山子ども基金」の長年の活動を支えた強い思いには、
ペルーの子どもたちとの交流で生まれた彼らの活動に対する
連帯感に加え、永山裁判・判決、そこでの少年犯罪に対す
る司法の対応、死刑制度そのものに対する疑念があった。
犯罪に及ぶ原因・動機は様々であるが、置かれた社会・家
庭環境を抜きに語れない犯罪も多く、犯罪者を極刑に処し
て何が解決されるのか、さらには冤罪もしばしば生まれる状
況にあって死刑制度を存続させていいのか、「永山子ども基
金」は市民に対しこうした問題提起を行ってきた。このよう
に「永山子ども基金」の活動はそのこと自体意義のあるも
のである。